

平成 2 5 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

12 月臨時会
(12 月 19 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 3 号〉

彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

第 3 号 12 月 19 日 (木)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名 (6 番 西澤伸明君、7 番 深田治夫君)	3
会期の決定	3
議案第 9 号上程 (管理者提案説明)	3
議案第 9 号 (質疑・討論)	5
8 番 今村恵美子さん 質疑	5
紫雲苑改築工事実施設計入札について	5
山田総務課長 答弁	5
疋田事務局長 答弁	8
8 番 今村恵美子さん 反対討論	10
議案第 9 号 (採決)	11
議案第 10 号上程 (管理者提案説明)	11
議案第 10 号 (質疑・討論)	14
5 番 山内善男君 反対討論	14
議案第 10 号 (採決)	15
議案第 11 号上程 (管理者提案説明)	15
議案第 11 号 (質疑・討論)	15
8 番 今村恵美子さん 質疑	15
議会選出の監査委員選考は今回どのように行ったのか説明を求める	15
山田総務課長 答弁	16
疋田事務局長 答弁	16
8 番 今村恵美子さん 反対討論	16

12番 本田秀樹君	賛成討論	17
議案第11号（採決）		17
閉会		17
付録		
全員協議会（平成 25 年 12 月 19 日）		21

12月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録（第3号）

平成25年12月19日（木）

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第9号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第5 議案第10号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第11号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第9号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第9号 平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第10号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第10号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第11号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第11号 彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任つき同意を求めることについて

会議に出席した議員（19名）

1番	木村修君	11番	田中滋康君
2番	渡辺史郎君	12番	本田秀樹君
3番	土田一善君	13番	八木嘉之君
4番	佐々木康雄君	14番	辻真理子さん
5番	山内善男君	15番	安居正倫君
6番	西澤伸明君	16番	安澤勝君

7番 深田治夫君
8番 今村恵美子さん
9番 小川喜三郎君
10番 上杉正敏君

17番 嶋中まさ子さん
18番 外川善正君
19番 北村收君

会議に欠席した議員（なし）

議場に出席した事務局職員

事務局長 疋田武美
事務局次長 山田禎夫
事務局主幹 山岸将郎
書記 小寄智彦
書記 高橋大
書記 寺西宜久

会議に出席した説明員

管理者	大久保	貴君	会計管理者	長谷川	隆司君
副管理者	北川	豊昭君	事務局長	疋田	武美君
副管理者	村西	俊雄君	総務課長	山田	禎夫君
副管理者	伊藤	定勉君	中山投棄場長	水森	豊孝君
副管理者	久保	久良君	建設推進室長	山岸	将郎君

午前 10 時 04 分開会

○議長（北村収君） それでは、ただいまから、平成 25 年 12 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18 名で、1 名の方が少し遅れて来られるということで、会議開会定足数に達しております。よって、平成 25 年 12 月臨時会は、成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（北村収君） 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。

議席は、ただ今ご着席の議席といたします。4 番佐々木康雄君、8 番今村恵美子さん。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（北村収君） 次に、日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、6 番西澤伸明君、7 番深田治夫君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（北村収君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日間

といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村収君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 4 議案第 9 号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村収君） 次に、日程第 4、議案第 9 号平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局書記朗読〕

○議長（北村収君） 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、お手元の議案書で、別冊としております、議案第 9 号平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）の概要について、ご説明いたします。

補正前予算総額 3 億 2,128 万 1,000 円に対しまして、歳入歳出それぞれに、395 万 2,000 円を減額いたしましたして、予算総額を 3 億 1,732 万 9,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村收君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、議案第9号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

1ページにつきましては、提出議案の総括でございます。2ページ第1表歳入歳出予算補正をお開きください。歳入・歳出予算額3億2,128万1,000円のそれぞれに、395万2,000円を減額しまして、3億1,732万9,000円とするものでございます。続きまして、3ページ歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。今回の補正につきましては、歳入については、第1款分担金及び負担金、第5款繰越金、歳出につきましては、第1款議会費、第2款衛生費の計上でございます。詳細につきまして、4ページをお開きください。2歳入におきまして、第1款分担金及び負担金、第2項負担金、第1目負担金は、紫雲苑実施設計業務入札の執行残、退職者1名の人件費の減額補正、新たな火葬場建設に愛荘町が加入したことに伴います斎場管理分の負担割合の再計算によりまして、市町負担金を1,518万4,000円を減額するものでございます。各市町別の負担につきましては、説明欄記載のとおりでございます。第5款繰越金につ

きましては、8月組合議会定例会で認定されました平成24年度決算上剰余金1,505万円から既決予算額381万8,000円を差し引きました1,123万2,000円を計上するものでございます。続きまして、5ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。第1款議会費、第9節旅費でございますが、臨時議会等の増加によりまして議員の費用弁償を7万4,000円を計上しているものでございます。第2款衛生費、第2節給料は、9月30日付で退職いたしました職員の10月から来年3月までの給料を189万2,000円を減額するものでございます。第2款衛生費、第3節職員手当等につきましては、同じく退職者職員手当を93万4,000円減額するものでございます。第2款衛生費、第4節共済費は、同じく退職いたしました職員の共済費の減額と、10月1日付で総務課に補充のために雇用いたしました臨時職員の社会保険料の計上と相殺いたしまして、43万4,000円を減額するものでございます。第2款衛生費、第7節賃金は、先ほど申し上げました総務課臨時職員の賃金として、76万円を計上するものでございます。第2款衛生費、第4節委託料は、懲戒処分取消の裁判が10月8日に行政組合勝訴の判決がでたことによりまして、訴訟委任弁護士から裁判費用の請求

がございましたのでその裁判費用として、105万円を計上するものでございます。財源につきましては繰越金から充当してまいりたいと考えております。第2款衛生費、第25節積立金は、前年度繰越金1,123万2,000円から裁判費用105万円を差し引きました1,018万2,000円を積立てるものでございます。第2款衛生費、第25節積立金につきましては、退職した職員の退職手当積立金10月から3月分の94万6,000円を減額するものでございます。第2款衛生費、第13節委託料は、紫雲苑改築工事実施設計委託業務の入札執行残1,181万2,000円を減額するものでございます。それでは、6ページをご覧ください。給与費明細書でございます。1名の退職に伴いまして、職員数は14名から13名と1名の減、給与費と共済費を合わせました人件費は337万円の減となりました。以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。質疑は一括でお願いいたします。

8番今村恵美子さん

○8番（今村恵美子さん） それでは、平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算書につつま

して、歳出の方で5ページの第2衛生費、科目負担金、斎場管理費の中の委託料、紫雲苑改築工事実施設計委託業務につきまして質問を行いたいと思います。私はこの時の入札の結果報告書をいただいておりますが、入札結果報告書に基づき4点質疑をしたいと思います。

1点目、一般競争入札をしなかった理由は何でしょうか。これは、指名競争入札12社を指名されて行われましたので、その理由を説明してください。

2番目、最低制限価格を設定したという理由、それについても説明を求めます。

3番目、指名業者のうち最低制限価格未満により失格となった5業者の応札金額は入札結果報告書に明記されておられません。これは本来明記すべきことなんですけれども、その金額をそれぞれ提示して下さい。

4番目、片淵建築事務所が落札業者にもかかわらず、無効になった理由として履行場所未記入のためとこの入札結果報告書には記載されておりますが、これは具体的にどういうものなのか説明を求めます。以上です。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） ただ今の今村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、一般競争入札をしなかった理由でございます。今年度の大きな事業といたしまして、前任者からの引継ぎ事項のひとつとして紫雲苑改築工事実施設計委託業務がございました。平成24年度に完了しております紫雲苑改築工事の基本計画をふまえながら、入札のための仕様書、積算書の作成作業を行おうとしたところでございます。しかしながら、当組合職員に建築の技術者がいないため、彦根市建築指導課に技術支援を依頼いたしまして、その後、ご助言を賜りながら作業を行い、7月の下旬に仕様書、積算書を完成することができたところでございます。基本計画によりまして、紫雲苑改築工事は平成26年度、27年度の2カ年で行うことになっておりますことから、工事にかかります予算を編成するためには、本年12月か遅くとも来年1月の初めには、設計額が算定されていなければならない状況でございます。実施設計業務には、少なくとも5ヶ月以上は必要なことから、逆算いたしますと8月の早い時期には設計業者が選定されていないと間に合わないため、いち早い入札の執行が必要となりました。組合の入札につきましては、彦根市に準じて行っておりますことから、彦根市契約監理室に相談のうえ、執行までの手続きに30日から40日は必要である一

般競争入札より、執行までの手続きが短期間で済む指名競争入札を選択し、8月6日に執行したものでございます。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目最低制限価格を設定した理由についてご回答させていただきます。組合の契約業務につきましては、先ほど申し上げましたように彦根市に準じて行うこととなっております。最低制限価格を設けたことにつきましては、彦根市が公共工事のダンピング受注による品質の低下や下請け業者へのしわ寄せ防止など品質確保に関する対策として、平成22年1月から導入されている建築工事関連委託業務に係る最低制限価格を平成25年5月1日以降の入札から見直しされたことに準じて実施したものでございます。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、3点目、最低制限価格未満により失格となった5業者それぞれの応札金額の提示を求めることについて、回答させていただきたいと思っております。最低制限価格未満の失格者の応札金額の提示につきましては、最低制限価格算定の傾向をつかむことにつながり、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注する事態が生じ、業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生

じうることなどから彦根市に準じて公表いたしませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、4点目、片淵建築事務所が無効となった理由で履行場所未記入の具体的な説明を求めることについて回答させていただきます。当組合の契約規則に定める入札書には、入札金額、委託業務の名称、履行場所、入札保証金額を記載することになっておりまして、指名業者には、あらかじめ指名通知書により事前に入札書記載上の注意事項として、工事の名称および場所を指名通知書に記載しているとお入り入札書に記入してくださいと通知しており、入札書も同封しておりました。しかしながら、片淵建築事務所の入札書につきましては、工事場所であります履行場所が記入されていないため契約規則第14条第9号の規定により、その他入札に関する条件に違反した入札として無効としたものでございます。何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（北村收君） 再質疑は、ありますか。8番今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） それでは再質疑に入りたいと思います。今、総務課長の方から1番目の質問、一般競争入札をしなかったのは、端的に言う一般競争入札よりも短期間

で済む指名競争入札を今回は行ったというのが結論のようです。しかし、仕様書とか積算書、こういったものを計算する、作っていくという業務はどこでも入札に関してやられることですから、逆算方式で考えていけば決して一般競争入札ができない状況ではなかった。あえて指名競争入札を行ったというのが、私の今の説明の中で感じたものですが。たった12社で指名やっておりますけれども、そのうち半分の6社は最低制限価格以下、また入札規約に反した記載なしということでこの入札、応札しても結果として排除されているわけですね。このような業者で執行して落札を決めていくというやり方自体が今の時代には即していないと思うんです。2番目の最低制限価格を設定して、なおかつ彦根の基準に沿ってそれは公表しないということを経済課長の方から説明ありましたが、今の時代、最低制限価格自体を撤廃する、こういった自治体が増えてきているんですね。なぜそういうことが起こるかと言えば、やはり入札予定価格とか、最低制限価格、自治体の専門の方が計算されたとしても、それが適正な価格かと言うと決してそうじゃありません。市場価格が適正な価格なんですね。市場価格というのは、現下の長引く景気低迷の中で、我が国の市場価格は下がっ

てきているんです。ですから民間入札の中で私達も経験がありますけれども、はっきり言えば公共工事の発注する入札金額というのは高いんですよ。業界周知の事実です。こういった中で、我々、私は当組合関係住民の代表としてここに寄せていただいておりますので、やはり入札を競争性、透明性、公正性、そして客観的にみても誰が見ても不正な入札ではないという仕組みを作らない限り、入札、落札金額というのは適正な価格に近付かないんです。住民の皆さんの血税を使うわけですから。今回これを見せていただいて、最低制限価格を公表しないということは、高止まりを容認していると言われても仕方がないし、こういうやり方で貴重な住民の血税を業務の執行に無駄使いされるというのは不当だと思います。そして、この問題で私が申し上げたのは、最低制限価格に到達しなかった業者の応札金額を提示しないというのは、彦根市に準じるから同じやり方をやっておるというふうに説明をされましたが、私の地元の豊郷町では最低制限価格以下でも全部公開します。当たり前ですよ。そういうことは。業者は、設計業務なんかは特に長年の設計の仕事をされて、積算をされて自信をもって入札しているんですよ。そういった人達の、うちだったらここまでやれますよと

いう金額を公開もしないというのは、すごく一部事務組合、当該組合の驕りだと思うんです。そんなことは改善しないのですか。全部公開してするのが当たり前のことです。それをなさらないという言い方については、非常に残念ですけれども、今後入札結果報告書には全ての応札金額を公開をしないのですか。答弁を求めます。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） まず一般競争入札の関係は、組合議会でも今村議員の方からずっと議論をいただいているところでございまして、それについては私も承知しているところでございます。ただ、一般競争入札に変えていくということですが、今一般競争入札をやっておられる周りの市町に確認したところ、条件付きでやっておられるということでございます。これも彦根市では1,000万円以上の工事とか。あと、愛荘、甲良、豊郷についても工事関係をやっておられます。多賀については、やっておられるという情報はいただいております。そういう中で一般競争入札については検討するというところで、以前の答弁で昔の総務課長が答えたと思いますけれども、まだ少し十分な検討に至っておりませんので、するかしないかを含めて、少し時間をいただいて検討させていた

だきたいと思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、最低制限価格の公表につきましては、彦根市と愛荘町、甲良町が失格の応札の金額については公表されておられません。豊郷町は公表されているということでございますし、それぞれ市町の方の今までの契約の関係でのご判断のもとに進んでおりますので、今、組合につきましては彦根市の契約業務に準じてやっていくということでございますので、今の状況では彦根市に準じてしか進められないということでございます。今後色々議論はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（北村收君） 再々質疑ありますか。8番今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 今の段階では彦根市に準じてやっていくという局長の答弁でしたけれども、私が入札金の談合問題は裁判もしましたので、公正取引委員会の書籍、著書も取り寄せて研究を進めてきました。そういった中で自治体の取組として事例として紹介されているのは、横須賀市の事例なんですけれども、入札行為というのはやはり競争性、透明性、公正性、客観性そういったことが全て確保された中で行われた

中で、金額的に落札金額も下がっていきますと改善取組の経過を事例として紹介されています。先ほど一般競争入札は、まだまだ当分検討課題だのお話でしたけれども、この場合は入札に参加したい受注希望者、業者をまず募って、その希望者の中での競争入札を行うと落札率も改善する。だから、多くの入札参加業者がいる方が下がるんです。そういった中で入札の公平性を図る。業者間の公平性をまず図る。そして、予定価格、こういった最低制限価格についても、これに対しては予定価格というのは本来行政が決めるだけで、金銭的な金額ではないのでそこにこだわらず、最低制限価格についても変動型の最低制限価格制度とか低入札調査制度を運用しながら、その業務が確かに適正に、自治体のちゃんとした仕事をしてもらわないといけないわけですから。それができるとなれば、その中での最低な金額でできると判断ができれば、十分に入札の改革はできるんです。そういった自治体は取り組んでいるんです。こういった広域の一部事務組合というのは、住民の皆さんからは見えない機関なんですね。ですからこそこういった業務委託、工事入札など色々な面での透明性を高めるという努力が必要ではないかと常々思っているんですけれども。その点については、

少なくとも入札結果報告書には全ての業者の応札金額は書くべきです。そして、こういった入札をやるに当たってのもっと改善できる点はいくらでも当組合はあると思いますので、今後検討しますの繰り返しで理事が変われば、また同じことの繰り返しでは、住民にとっては何の利益もありませんので。しっかりそういった面で研究して、今後、工事入札も予定されているわけですからね。それはみんなあなたのポケットマネーじゃありません。みなさんこの関係住民、みなさんの血税で行うわけじゃないですか。そういうことを是非自覚をしていただきたいと思います。どうですか。少なくともこの入札調書、報告書には全て応札金額は明記すべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 応札金額を全て書くということでございますけれども、最低制限価格を設けておいて、入札が終わってからの判断になろうかなと思います。入札が終わってからの判断につきましては、平成 23 年 8 月 9 日の閣議決定されている公共工事の入札および契約適正化を図るための措置に関する指針も出ております。その中で最低制限価格については、事前はだめだけでも事後公表はできるような旨の通達

も出てますので、その辺りを考えながら少し考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北村收君） 以上で事前通告による質疑は終了いたします。他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） それでは、平成 25 年一般会計補正予算に対しまして反対討論を行います。先ほど来入札のあり方について質疑を行わせていただきましたが、今回の入札の問題につきまして、やはり現在今の世の中の状況では、長引く景気低迷の中で市場価格は低下しております。当然この恩恵は当該組合でも享受して経費の節約を図ることが重要だと考えています。その意味でもこういった業務委託、設計などについては最低制限価格の廃止、また変動型最低制限価格の導入や低入札価格調査制度の導入など、また入札に当たっても受注希望者をあらかじめ募集した上での入札、こういったことで入札の競争性、透明性、公正性、客観性を確保することを積極的に進めるべきだと考えています。今回の入札結果では当組合住民の利益に反

していると考えます。説明申しまして、反対といたします。

○議長（北村收君） 他に賛成の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第9号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第9号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第5、議案第10号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局書記朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第10号彦根愛知犬上広域行政

組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。55歳を超える一般職の国家公務員につきまして、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないとする措置が講ぜられたことを踏まえまして、地方公務員も国に準じまして必要な措置を講ずるようにといった国の要請がございます。管理者会議の決定を受けまして、彦根市に準じ、当組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（北村收君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 議案第10号の詳細につきましては、お手元の条例改正概要書でご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。まず、この給与条例を一部改正する経過についてでございますが、概要書の1ページ、左側の改正根拠法令および改正趣旨をご覧ください。平成24年の人事院の55歳を超える職員には、標準の勤務成績では昇給停止という勧告を実施するために、国におきましては一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国においては平成26年1月1日付けの昇給から、

人事院勧告どおり 55 歳を超える一般職の国家公務員について勤務成績が標準である場合には昇給を行わないことになりました。また、平成 25 年 1 月 24 日付けで公務員の給与改定に関する取扱いについてが閣議決定されまして、その閣議決定に基づきまして総務大臣から地方公務員の給与改定に関する取扱い等についてとして、地方公務員の高齢層職員の昇給抑制に関する措置については、各地方公共団体において、閣議決定を踏まえ、必要な措置を講ずるよう要請がございました。さらに、総務副大臣からも平成 25 年 11 月 15 日付けで、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについてとして、地方公共団体においても国の取扱い、総務大臣通知を踏まえ、必要な措置を講じるように要請があったところでございます。当組合では、これら国の要請や当組合一般職の給与制度、運用などを準じております彦根市が、12 月議会に提案をされ、国の要請等により給与条例を改正されるのであれば、当組合としても同様に行うべきと考え、11 月 25 日に開催いたしました、組合の執行機関でございませぬ管理者会議で当該条例改正を行うと決定されましたので、このたびの臨時議会に提案をさせていただいているところでございます。彦根市におかれましてはこの給与条例一部改

正につきまして、昨日 18 日の本会議で可決されたと聞いているところでございます。また、他の 4 町のうち多賀町におかれましては 12 月議会で彦根市と同様に提案され、可決されたと聞いているところでございます。他の 3 町におきましては条例改正にむけて検討をしていると聞き及んでいるところでございます。また、紫雲苑の技能労務職員に対する高齢層職員の昇給抑制措置につきましては、8 月以降、職員労働組合との交渉の場で滋賀県、県内市町、特に彦根市の動向をふまえながら、協議してまいりたいとお伝えさせていただいております。11 月 25 日の管理者会議の決定をうけまして、翌日の 11 月 26 日には、この昇給抑制に関する措置について組合に申し入れ、団体交渉をもったところでございます。12 月 12 日に再度、団体交渉をもちまして、一般職につきましては 56 歳、現業職は 59 歳で昇給抑制を行い、平成 26 年 4 月 1 日から施行することで、現業職の給与を決定しております技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の改正を行うことで労使共に妥結しましたことをご報告させていただきます。

続きまして、概要書 1 ページの右側、条例の改正等趣旨でございませぬが、国が平成 26 年 1 月 1 日から 55

歳を超える国家公務員の昇給抑制措置の実施、総務大臣および総務副大臣からの要請、ならびに労働基本権の代償措置である人事院勧告を尊重するという基本姿勢から、本組合の一般職の職員の 55 歳を超える職員に係る昇給については、勤務成績が極めて良好である場合または特に良好である場合に限り行うこととし、良好な場合つまり、標準な場合には昇給を行わないことと規定するため、条例改正をお願いするものでございます。これらの昇給抑制については、第 6 条第 5 項関係の改正でございます。また、その他文言の修正も今回行うものでございます。

それでは次に、ポイントとなる条項について説明させていただきます。概要書の 2 ページをご覧ください。先ほど申し上げましたこの昇給抑制にかかりますところの第 6 条第 5 項でございますが、現行では勤務評価が入っておりませんので 55 歳を超える職員、つまり 56 歳の職員の昇給は、昇給の号数は 4 号から 2 号になります。改正案では、55 歳を超える職員の昇給は、勤務成績が極めて良好か、特に良好の場合以外は昇給がないと規定するものでございまして、勤務評価を導入していないのであれば実際は昇給停止となるものでございます。また、条例改正後、

具体的な昇給抑制については初任給、昇格、昇給等に関する規則の改正も必要となりますことから、その規則改正関係につきましては、概要書の 8 ページに記載させていただいております。8 ページをご覧ください。別表 6 の 2 の改正のところで、それぞれ昇給区分が A から E まで書いてございます。55 歳を超える職員は、現行では標準の勤務成績の C で 2 号給の昇給がありますが、改正後の C では昇給がございません。極めて良好の A で 4 号給から 2 号給、特に良好の B も 3 号給から 1 号給に抑制となっているものでございます。

続きまして 3 ページに戻りましてご覧ください。第 12 条管理職手当のところ、第 3 項を削除しております。第 12 条第 3 項の規定は、7 ページの第 27 条第 2 項で規定されておりましたので今回の改正で第 27 条第 2 項に整理、統合させていただいたところでございます。また、各条項中の勤務時間条例の表現を、例によることとされる彦根市勤務時間条例という表現に改正させていただいております。当組合の勤務時間条例は、彦根市の勤務時間条例の例によると規定しているため、条例の表現にあわせて改正するものでございます。

最後に、8 ページをご覧ください。付則でございますが、昇給抑制を規

定した第6条第5項の改正規定は、彦根市にあわせて平成26年4月1日からの施行とし、それ以外の改正は公布の日からとさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（北村収君） これより、質疑を行います。事前の質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

○議長（北村収君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。山内善男君。

○5番（山内善男君） それでは、議案第10号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、反対する討論を行います。これは改正趣旨にもありますが、55歳以上の国家公務員の給与を2014年1月から原則停止する改正給与法が可決されたことにより、地方公務員に対しても改正の適用外となりますが、今年の1月の閣議決定で国と同様の昇給停止を行うよう各自治体に要請していたことに伴うものです。今回の提案は55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給せず、勤務成績が特に良好であっても現行より昇給号給数が抑制されます。勤務評価をされてい

ない当行政組合は自動的に昇給はないとの説明がありました。当行政組合にはスタート時点では対象者がいないということでしたけれども、彦根市のあるA氏の例で、毎月の給与差と退職手当などを反映させた試算をした結果、60歳までの影響額は約80万円近くになります。この中には超勤手当の差は含まれていませんし、さらに年金への反映も含めるとさらに大きな影響額となります。ご存知のとおり、安倍総理がデフレ脱却、日本経済再生を旗印に掲げ財界に対して賃金の改善を要請するなど世界の中でも唯一賃金が下がり続けている日本の労働者の賃金改善は、政府としても最優先で取り組むべき重要課題とされています。ところが、政府自ら公務労働者の給与引き下げを先導することは民間賃金にも影響を与え、消費の低迷によって地域経済を冷え込ませることにつながるものです。さらに、地方自治の下で地方公務員給与への政府の介入は認められるのではなく、許し難い暴挙と言えるものです。本来このような政府の圧力を排除した中で、地方公務員法と労使交渉に基づく自主的な賃金決定を行うことがあるべき賃金決定の姿だと言えます。今回、当行政組合は彦根市の給与条例に準じた措置としております。彦根市職員労働組合と彦根市当局と労使で合意を

したこと、それから昨日議会でこの議案が通過をしたことを承知しておりますけれども、この唯一根拠になっている彦根市職員組合と彦根市当局との労使の合意は政府の不当な圧力の下での合意であり、決して圧倒的多数の労働者は納得合意などしていないことを斟酌して、当議案には反対の討論といたします。以上です。

○議長（北村收君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第 10 号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第 10 号彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 11 号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第 6、議案第 11 号彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を

求めることについてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、4 番佐々木康雄君の退席を求めます。

〔4 番佐々木康雄君退席〕

○議長（北村收君） それでは、職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局書記朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは議案第 11 号についてご説明申し上げます。去る 11 月 25 日付で中島幸子さんから、監査委員の辞任願が提出されました。辞任を承認しましたことから、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づきまして、議員の中から佐々木康雄議員を監査委員に選任することにつきまして、議会に同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。8 番今村恵美子さん。

○8 番（今村恵美子さん） 議案第 11 号彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについての質疑を行いたいと思います。ただ今管理者の方から提案説明はありましたけれども、私も当組合議会には今回再度選任をされて寄

せていただいておりますが、以前に申し合わせによって豊郷町議会選任の議員の中から監査委員を選出することがありましたけれども、豊郷町議会の中島幸子議員がこの組合議会の監査委員に選任をされていますが、この選任は当組合の方からどのように豊郷町議会の方に選任の手続きをされたのか、選任方法についてもどういう形で求めておられたのか、そのことについて説明を求めます。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 議会選出の監査委員につきましては、慣例によりまして豊郷町選出議員から選任となっていますことから、11月25日付けで豊郷町議会から管理者に補充選出いただきました議員のうちから理事者が選任をしたものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 再質疑ありますか。今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 理事者が選任をされたという説明なんですけれども、前回の議員からの監査委員選出の時は、豊郷町議会では当時のここに選任されました佐々木議員が議長だったものですから、議長から私ともう一人の北川議員というのが選任されまして、二人のうちどちらかということで話合いでお互いで決めたという経過があるんですが、

今回は佐々木議員にも伺いましたが、その経過は何も知らないということですが、これはそういった手続きは全て無くして今回は指名としてされたのでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 監査委員につきましては管理者側の提案になっておりまして、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意を得て議員のうちから管理者が選任することになっております。何卒よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（北村收君） 他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第11号に対する質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論はありませんか。

○8番（今村恵美子さん） 反対討論いたします。議会選出の監査委員という職責から考えたら、当然当該関係する議員の中で民主的な協議のもとに選出をするのが当たり前だと、筋道ではありませんでしょうか。理事者側だけで決めて、議会に提案して議会はそれを承認したらいいんだというような、そのような執行部の姿勢というのは非常に問題があると

思います。議会軽視も甚だしいと思います。そういった点を述べさせていただきますまして反対といたします。

○議長（北村收君） 他に討論ありますか。本田秀樹君。

○12番（本田秀樹君） 賛成討論を行います。議案第11号の監査委員につき同意を求めることですが、色々な考え方がございます。しかし今回は人事の方で上がっていますので、今後進め方についても考えていただきたいと思います。このような議案について。今上がっている佐々木さんに反対というふうに理解するんですね。これはどうかなと思います。私は賛成という立場ですので、人事について質疑とか討論とか、それなら考えていただきたい。傷がつきますのでね。やはり今、佐々木さんが外に出ている。言うことが聞こえてくると思います。人事については何度も言いますが今後は考えていただきたいと思いますし、私は賛成させていただきますので、議員各位の賛同をお願いしたいと思います。

○議長（北村收君） これより、採決を行います。議案第11号彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願いま

す。起立多数であります。よって、議案第11号彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意を与えることに決しました。

4番佐々木康雄君の入場を許します。

〔4番佐々木康雄君入場〕

○議長（北村收君） ただいま、当組合監査委員として、議会の同意を得ましたので、佐々木議員のごあいさつをお願いいたします。

○4番（佐々木康雄君） 本日は大変遅くなりまして、申し訳ございませんでした。私今皆さんから選任をいただきました佐々木康雄と申します。監査委員の業務につきましては代表監査委員と共に、しっかりと監査をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（北村收君） どうもありがとうございました。以上をもちまして、今期臨時会に付議されました議案は、全部、議了いたしました。

これをもちまして、平成25年12月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。皆様、どうもご苦労様でした。

午前11時11分閉会

会議録署名議員

議	長	北	村	收
議	員	西	澤	伸
議	員	深	田	治
				夫

全 員 協 議 会
(12 月 19 日)

午前 10 時 00 分開会

○議長（北村收君） 皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、臨時会の開会前にお時間をいただき、全員協議会を行います。このたび、豊郷町議会の役員改選によりまして、当組合議会議員の異動について、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（疋田武美君） おはようございます。失礼いたします。それでは、ご報告をさせていただきます。このたび、豊郷町議会におかれまして、当組合議員の補充選出がございました。組合規約第5条第4項の規定に基づき、選任通知がありましたので、ご報告をさせていただきます。去る11月25日付けで、西山勝さん、中島幸子さんからの辞職願が提出されたことに伴いまして、豊郷町議会において、当組合議員の補充選出がございました。佐々木康雄さん、今村恵美子さんが当組合議員として、就任されましたのでご報告を申し上げます。それでは、ただ今ご紹介させていただきました議員のごあいさつを、その場でお願いいたします。ただし、佐々木議員が少し遅れてくるということでございますので、申し訳ございませんけれども、今村議員お願いいたします。

○8番（今村恵美子さん） 今回、

彦根愛知犬上広域行政組合議会の議員として豊郷町議会で選任されました今村恵美子と申します。皆さん、今後また全力で頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（疋田武美君） どうもありがとうございます。最後に、本日の欠席等のご連絡でございます。欠席届は提出されておられませんけれども、豊郷町の佐々木議員と愛荘町の外川議員の方から遅れるという旨のご連絡がきておりますので、ご連絡いたします。以上でございます。

○議長（北村收君） ありがとうございます。今回就任されました議員の仮議席につきましては、ただいまご着席の議席とさせていただきます。

○議長（北村收君） 次に、今期臨時会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者（大久保貴君） 皆様おはようございます。12月組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、平素から当組合の管理運営に格別のご理解とご支援を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。また、本日は、師走何かとご多用の所をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。さて、本日の臨時会は、

平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政
組合一般会計補正予算、当組合職員
の給与に関する条例の一部を改正す
る条例案、そして、11 月 25 日付け
で、当組合議会選出の監査委員の中
島幸子さんから、辞任の願いに伴い
まして、当組合の議会選出監査委員
の選任について同意を求めること
について、ご提案申し上げるもので
ございます。どうか、慎重にご審議
いただきますようお願い申し上げま
す。簡単ではございますが、開会に
あたりましてのごあいさつとさせて
いただきます。よろしくお願い申し
上げます。

○議長（北村收君） ありがとうご
ございました。これをもちまして、全
員協議会を終わります。

午前 10 時 03 分閉会

